

小平アクティブプラン 21

第五次小平市男女共同参画推進計画

令和9(2027)年度～令和13(2031)年度

骨子案

令和〇年〇月

小平市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の策定体制	3
5 男女共同参画をめぐる近年の動き	4
第2章 小平市の現状と課題	8
1 統計データからみる小平市の現状	8
2 市民意識・事業所実態調査からみる現状	14
3 第四次計画における取組の総括	18
第3章 計画の基本的考え方	19
1 計画の基本理念	19
2 計画の基本的視点	19
3 計画の基本目標	20
4 施策の体系	21
第4章 施策の内容	
基本目標1 希望する働き方を選べる社会の実現と女性活躍の推進	
基本目標2 男女共同参画の推進による安全・安心なくらしの実現	
基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画推進体制の整備・強化	

資料

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

小平市では、平成8（1996）年度に小平市女性施策推進計画としての「小平アクティブプラン21～男と女の共同参画をめざして」を策定し、第二次推進計画として平成19（2007）年度から平成28（2016）年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が共同参画するまち こだいら」、第三次推進計画として平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が自分らしくいきいきと暮らす社会の実現をめざして」を策定しています。

平成16（2004）年1月に「小平市男女共同参画センター条例」を施行、「小平市男女共同参画センター“ひらく”」を設置するとともに、平成21（2009）年4月に「小平市男女共同参画推進条例」を施行するなど、男女共同参画社会の実現に向けて歩みを進めてきました。

第四次推進計画として令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～だれもが共に認め合い、自分らしく輝いて」を策定し、全庁的に事業を推進しながら、毎年の進捗状況の点検・評価を行ってきました。また、第四次推進計画の公表に合わせ、「男女共同参画宣言都市こだいら」を宣言しました。

現行の第四次推進計画の計画期間が令和8年度末で終了することを踏まえ、「小平市男女共同参画推進条例」に則り、近年の少子高齢化や経済状況等の社会情勢の急激な変化、市を取り巻く環境を的確にとらえ、男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向けた取組を更に推進するため、新たに令和9（2027）年度からの「第五次小平市男女共同参画推進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

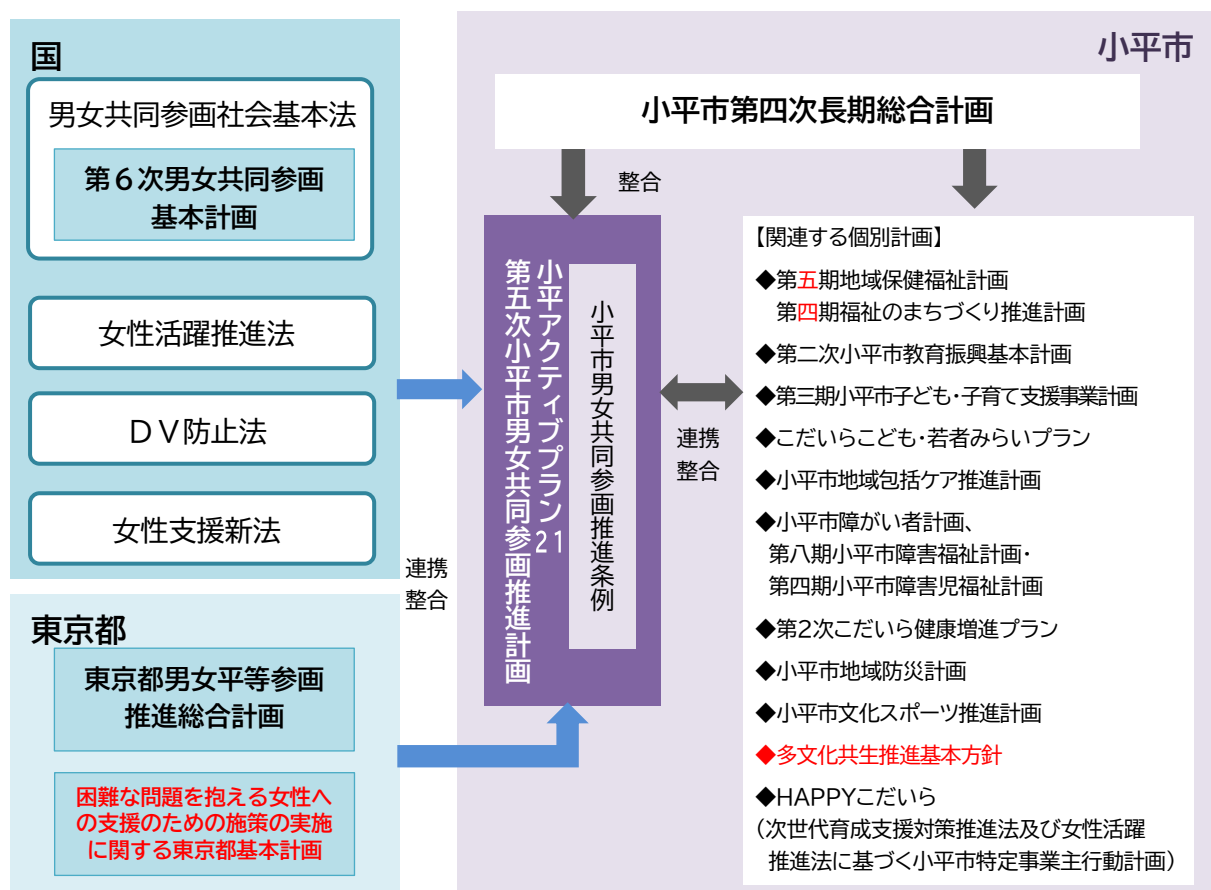
2 計画の期間

本計画の期間は、令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間とします。

	令和4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13年度 (2031)
国	第5次男女共同参画基本計画				第6次男女共同参画基本計画					
東京都	東京都男女平等参画推進 総合計画				東京都男女平等参画推進総合計画					
小平市	小平市第四次長期総合計画（令和 3 年度～令和 14 年度まで）									
	第四次小平市男女共同参画 推進計画					第五次小平市男女共同参画 推進計画				

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画推進計画です。
- (2) 本計画は、小平市男女共同参画推進条例第 9 条に定める男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、「小平アクティブプラン 21 第四次男女共同参画推進計画」（以下、「第四次計画」という。）を継承しています。
- (3) 本計画は、小平市第四次長期総合計画や市の関連計画との整合性を図っています。
- (4) 本計画は、国の「第 6 次男女共同参画基本計画」及び東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」や関連計画との整合性を図っています。
- (5) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。
- (6) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援新法」という。）の第 8 条の 3 に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。



4 計画の策定体制

(1) 男女共同参画推進審議会の開催

学識経験者、事業者や団体の代表者、公募市民から構成される小平市男女共同参画推進審議会で計画素案の内容、計画案について審議し、意見をいただきました。

(2) 庁内検討組織

市長等で構成する小平市男女共同参画推進本部と、その下に組織された小平市男女共同参画推進委員会にて関係部局との連携により内容等の検討を行いました。

(3) 市民意識・事業所実態調査の実施

男女共同参画推進計画の策定に必要な基礎資料を作成することを目的としてアンケート調査を実施しました。

【市民意識調査の概要】

調査対象	小平市在住の18歳以上の市民2,000人を対象
実施期間	令和7（2025）年9月11日（木）～10月2日（木）
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWEBで回答
有効回収率	37.4%

【事業所実態調査の概要】

調査対象	小平市内従業者数5人以上の事業所
実施期間	令和7（2025）年9月11日（木）～10月2日（木）
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWEBで回答
有効回収率	31.0%

(4) 市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施

素案に関する市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、意見の聴取に努めました。（令和8（2026）年11月実施予定）

5 男女共同参画をめぐる近年の動き

「小平アクティブプラン2 1 第四次小平市男女共同参画推進計画」策定(令和4年3月)前後における世界、国、都の主な動きは以下のとおりです。

(1) 世界の動き

◆SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標) は、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12(2030)年を期限とする国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、ゴール5には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

◆ジェンダーギャップ指数の公表

令和7(2025)年6月、世界経済フォーラム(World Economic Forum: WEF)が公表した世界各国の男女平等の度合いを数値化した「ジェンダーギャップ指数」において、日本は148か国中118位と他の先進国に比べ低い順位となっています。教育と健康は高い評価である一方、経済及び政治分野における項目が低い評価とされています。

(例年6月に新たな順位が公表されるため更新予定)

(2) 国の動き

◆「LGBT理解増進法」の施行

令和5(2023)年6月、性的少数者に対する理解を広めるための「LGBT理解増進法」が施行されました。正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」であり、性的指向や性自認の多様性に寛容な社会の実現に向けて、基本理念を定めるもので、国・地方公共団体は理解増進施策の策定・実施に努めるものとされています。

また、施行から3年を経て、同法第8条の規定に基づき、令和8(2026)年6月「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」が策定されました。

◆「女性支援新法」の施行

令和6(2024)年4月、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。対象は、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性となっています。

◆「独立行政法人男女共同参画機構法」の成立

令和 7（2025）年 6 月に国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、独立行政法人男女共同参画機構を新設すること等を内容とする「独立行政法人男女共同参画機構法」が成立・公布されました。

それに合わせ、「男女共同参画社会基本法」が一部改正され、改正後の第 18 条において、男女共同参画センターが「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置づけられました。

◆「第 6 次男女共同参画基本計画」の策定

令和 8（2026）年 3 月に「第 6 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、令和 12（2030）年度までの国の男女共同参画施策について基本的方向や具体的な取り組みがまとめられました。「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現」「健康」「テクノロジー」「地域」の 4 つの視点から取り組みを推進し、2030 年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指しています。

第6次男女共同参画基本計画の構成

政策領域		重点的に取り組む個別分野・施策の基本的方向 等
I	男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現	① ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
		② あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		③ 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
		④ 生涯を通じた男女の健康への支援
		⑤ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
		⑥ ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
		⑦ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
		⑧ 防災・復興における男女共同参画の推進
II	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化	⑨ 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
		⑩ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑪ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
		⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
III	男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化	国内の推進体制の充実・強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

(3) 東京都の動き

◆「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の改正

令和4（2022）年11月、性的指向や性自認を理由とする差別解消とパートナーシップ宣誓制度の導入を目的として、一部改正されました。この改正により、LGBTQ+当事者が暮らしやすい環境整備が進み、都職員共済組合などでも制度が適用され、多様な人々が尊重される社会を目指す動きが加速しています。

◆「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」の策定

令和5（2023）年3月、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第5条の規定に基づき、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために策定され、基本方針として性的マイノリティ当事者に寄り添う、多様な性に関する相互理解を一層推進する、東京に集う誰もが共に支えあう共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指すことが掲げられています。

◆「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」の策定

令和6（2024）年3月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現を目指すことが掲げられています。

◆「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」の制定

令和7（2025）年12月、女性はその個性や能力を発揮できる環境の整備を一層推進するために成立、令和8（2026）年7月に施行しました。女性が活躍できる環境の整備にあたり、事業者の主体的な取り組みが必要であること、無意識の思い込みへの関心と理解の深化、本人の意思の尊重の3つを基本理念に掲げ、東京都・事業者・都民・経済団体のそれぞれが取り組むべきことを定めています。

◆「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定

令和 8（2026）年●月、男女平等参画、女性活躍推進、配偶者暴力対策の施策を総合的かつ計画的に推進していく観点から、法定計画である「都道府県男女共同参画基本計画」「東京都女性活躍推進計画」「東京都配偶者暴力対策基本計画」を一体的に策定した「東京都男女平等参画推進総合計画」（令和 8 年度～令和 12 年度）が改定されました。

男女ともに「誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会」を基本理念に掲げ、その実現に向け、4 つのビジョンに基づき取組を強化することとしています。

（令和 8 年 7 月 3 日までパブリックコメント実施）

東京都男女平等参画推進総合計画の体系

基本 理念	ビジョン	政策の柱
誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会	1 男女ともに自分らしく 希望する生活が できる社会の実現	1 ライフステージに応じた切れ目のない支援
		2 家庭・地域での活動支援
	2 雇用・就業分野における 女性活躍の推進	3 女性の選択肢の拡大
		4 企業の持続的な成長
	3 男女平等参画を阻む 意識の改革や環境整備	5 男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動
		6 安心して暮らせる環境づくり
	4 配偶者暴力対策	7 切れ目のない支援体制の整備
		8 関係機関の連携・人材育成

第2章 小平市の現状と課題

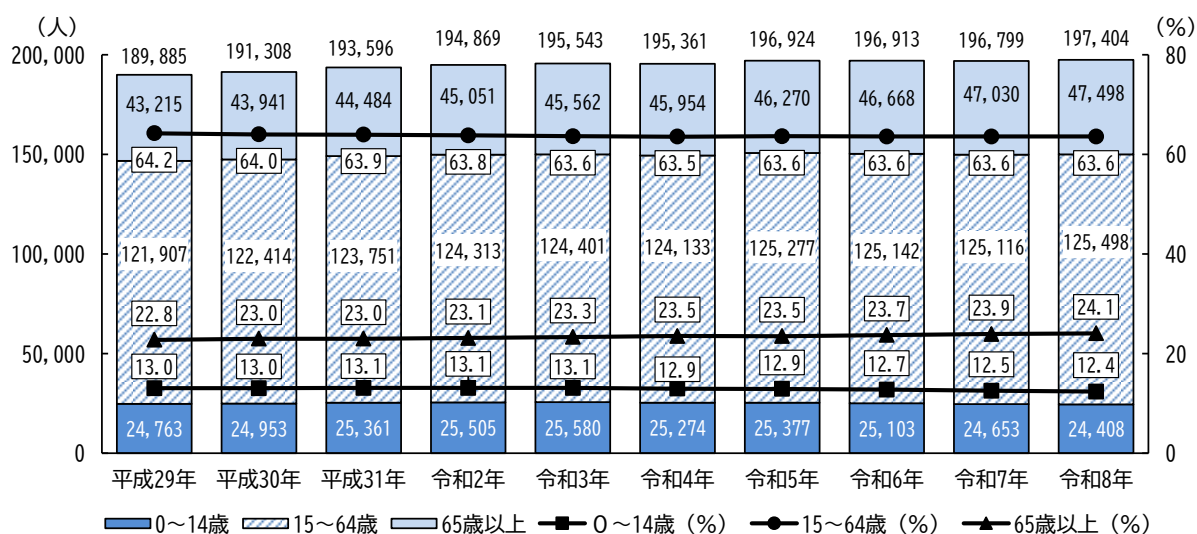
1 統計データからみる小平市の現状

(1) 人口や世帯等の状況

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

総人口は一貫して増加を続け、令和8（2026）年1月1日現在で197,404人となっています。

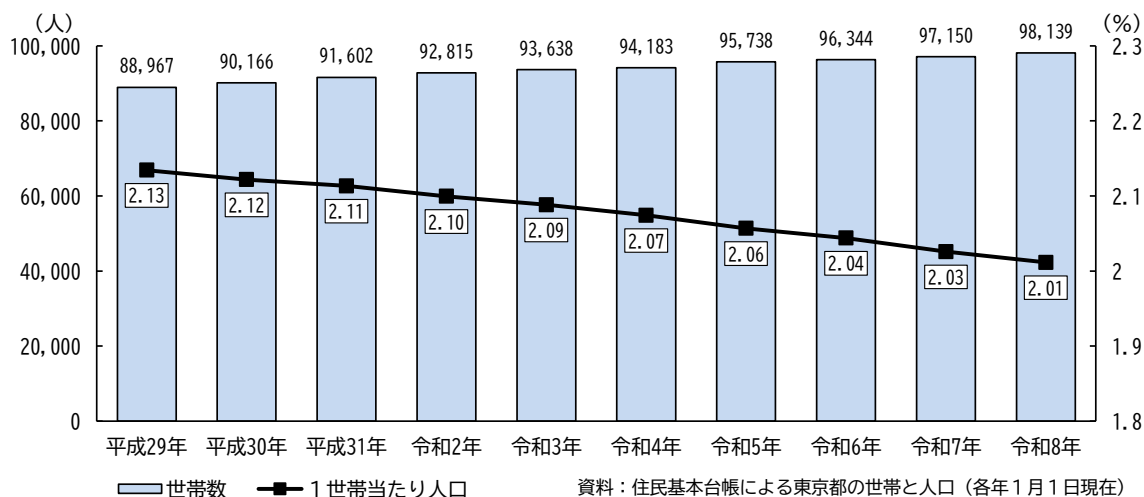
年齢3区分別に見ると、人口増加に合わせ、生産年齢人口（15～64歳）と高齢者人口（65歳以上）が増加する一方で、年少人口（0～14歳）は令和5（2023）年をピークに減少に転じています。



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

② 世帯の推移

人口の増加に合わせ世帯数も増加が続き、平成29（2017）年に比べ1万世帯近く増加しています。一方で、1世帯当たりの人口は減少が続き、令和8（2026）年1月1日現在で2.01人となっています。



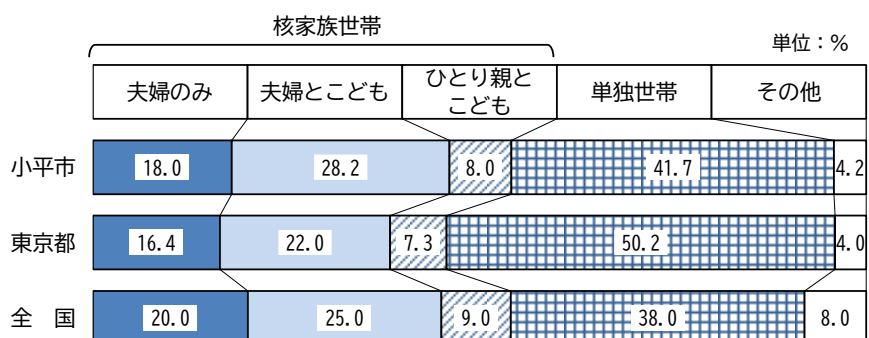
資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

③ 世帯の家族類型の変化

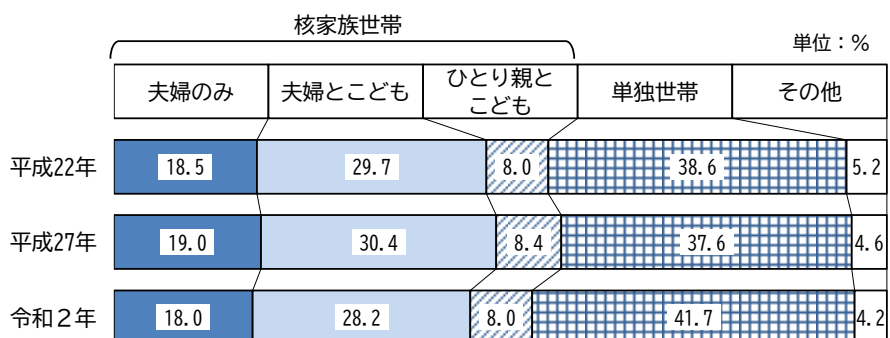
総世帯数の増加に合わせ、「単独世帯」の割合が大きく増加しています。

一般世帯の構成を国・東京都と比較すると、「夫婦とこども」の割合は、国・都よりもやや高く、「単独世帯」は都より低いものの、国を上回ります。

世帯構成の国・都との比較と推移



資料：国勢調査

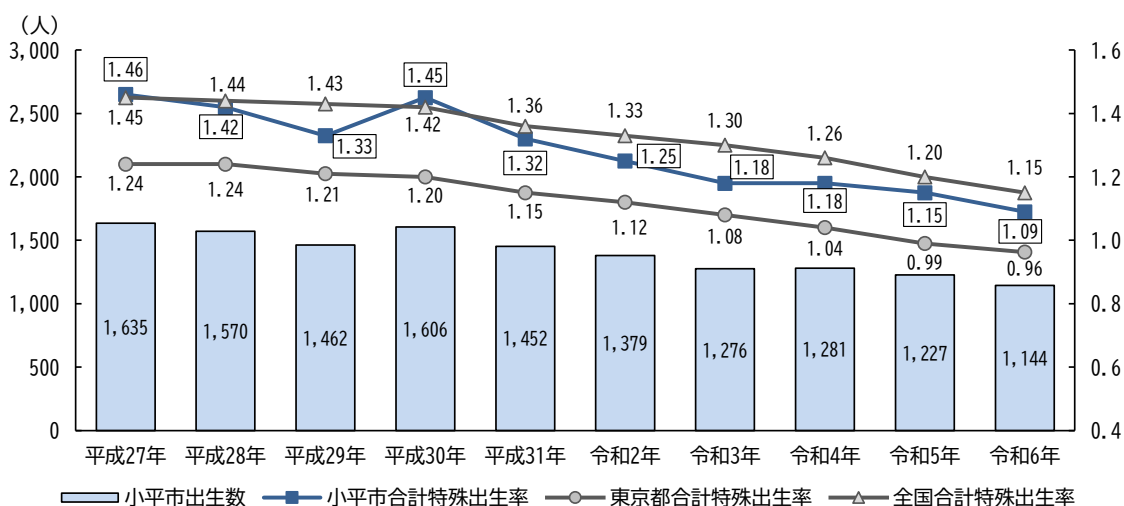


資料：国勢調査

④ 出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は平成 30（2018）年の 1,606 人をピークに減少傾向にあり、令和 6（2024）年で 1,144 人となっています。この傾向は東京都、全国でも同様となっています。

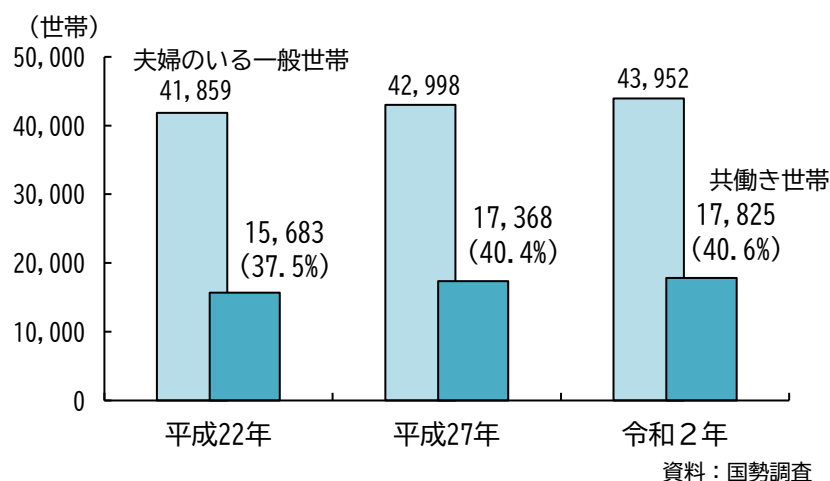
合計特殊出生率については東京都の数値を上回るものの、出生数と同様に平成 30（2018）年以降減少を続けています。



資料：東京都保健医療局「人口動態統計」

⑤ 共働き世帯の推移

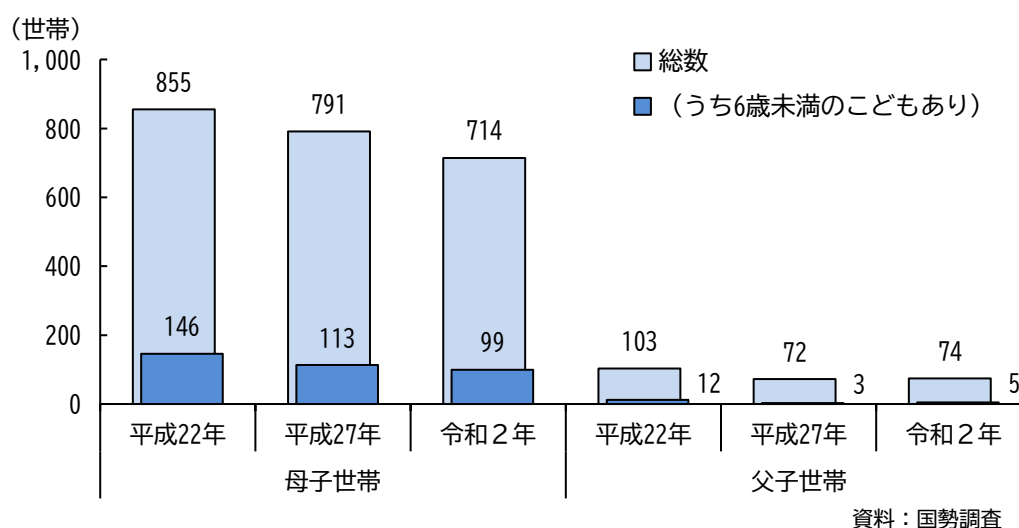
令和 2（2020）年の夫婦のいる一般世帯数は 43,952 世帯のうち、共働き世帯は 17,825 世帯（40.6％）となっています。平成 22 年からの推移をみると、夫婦のいる一般世帯に占める共働き世帯の割合は増加しています。



⑥ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数については、令和 2（2020）年は母子世帯が 714 世帯、父子世帯が 74 世帯であり、近年減少傾向となっています。

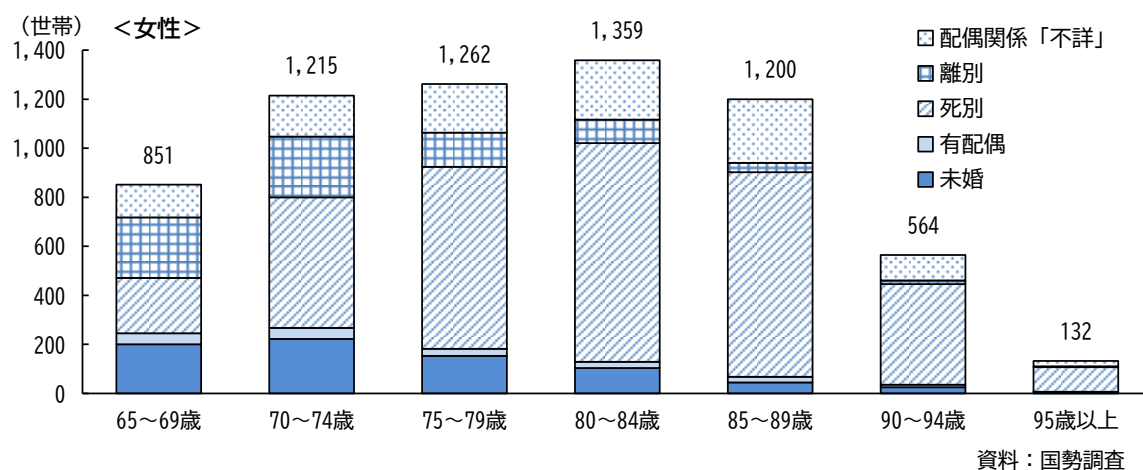
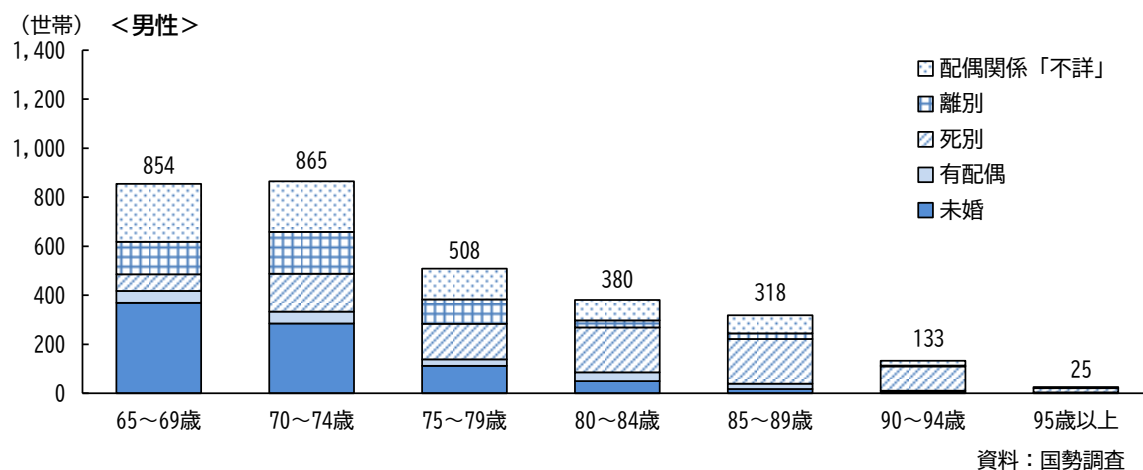
そのうち 6 歳未満のこどもがいる世帯については、令和 2（2020）年で、母子世帯が 99 世帯、父子世帯が 5 世帯と、母子世帯が圧倒的に多くなっています。



※母子（父子）世帯：国勢調査では、未婚、死別・離別の女（男）親とその未婚の 20 歳未満のこどもだけからなる一般世帯と定義しています。

⑦ 性・年齢階級別の高齢単独世帯数

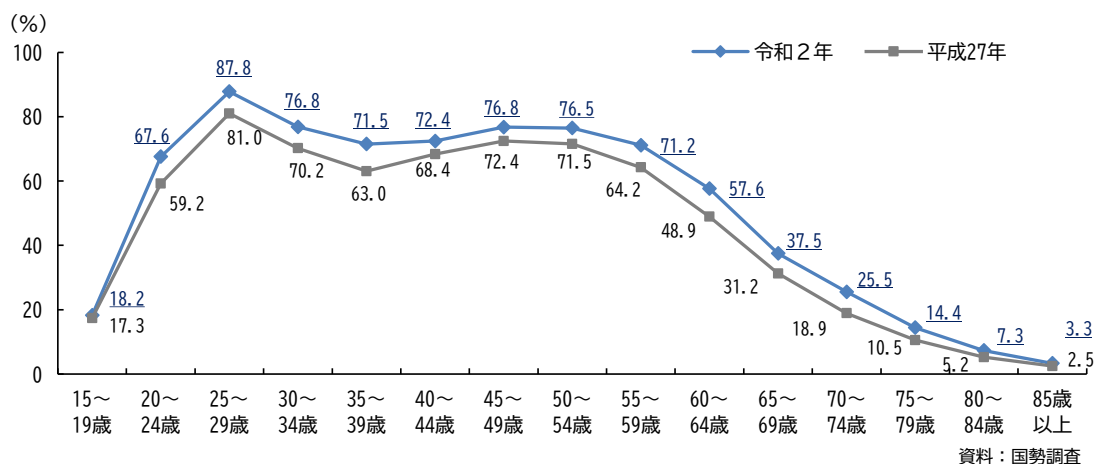
令和2（2020）年の65歳以上単独世帯数は、男性3,083世帯に対し、女性6,583世帯と約2倍となっています。男性は75歳以降に世帯数が減少し、配偶関係は「未婚」が多いのに対し、女性では、85～90歳を境に半減、配偶関係は「死別」が多いなど、性別により差がみられます。



(2) 小平市における女性活躍や就労の状況

① 女性の年齢別労働力率の推移

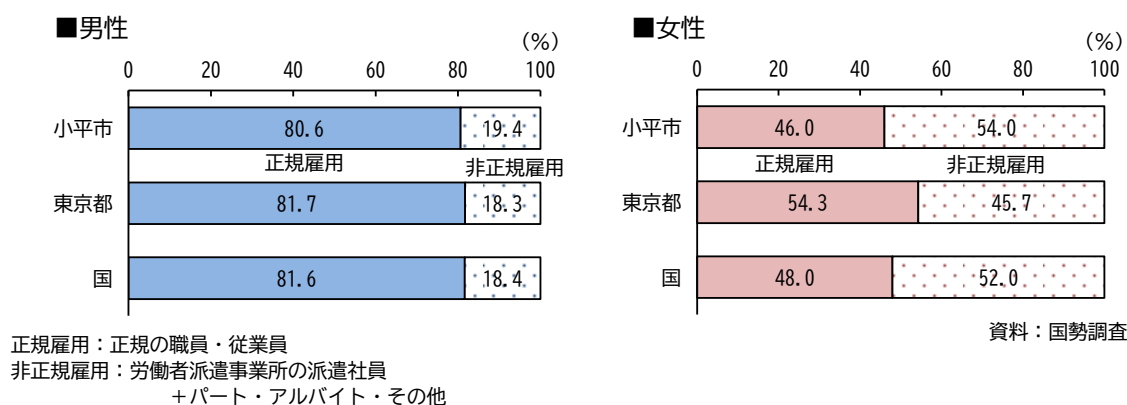
国勢調査における平成 27 (2015) 年と令和 2 (2020) 年の女性の労働力率を比較すると、全ての年齢階級で労働力率が上昇しています。また、最も労働力率が高い 20 代後半と出産・子育て期にあたる 30 代後半では、労働力率に 16 ポイント以上の差があります。



※労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋求職中の失業者）の割合。

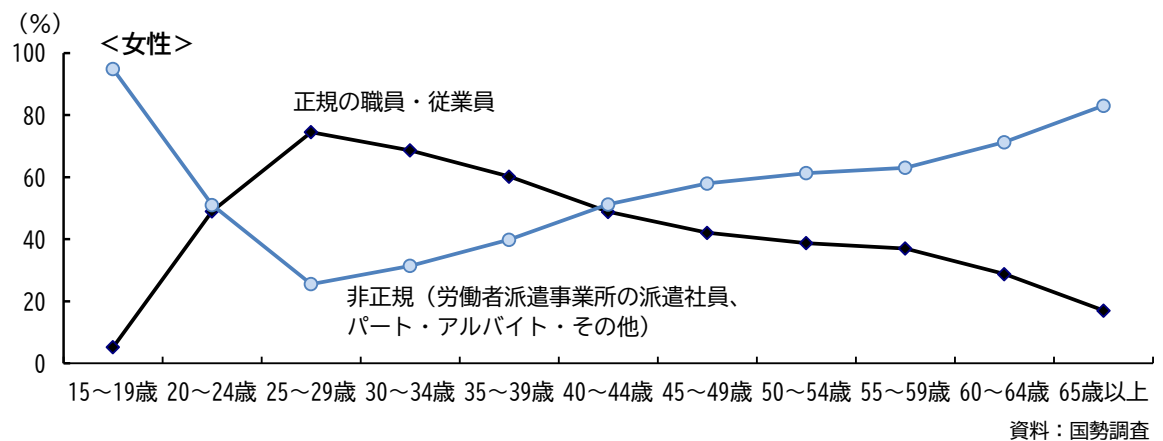
② 性別の雇用形態の比較

令和 2 (2020) 年の性別の雇用形態の内訳をみると、男性に比べ女性に非正規雇用の割合が高いことがわかります。女性の非正規雇用の割合は、国・都を上回ります。



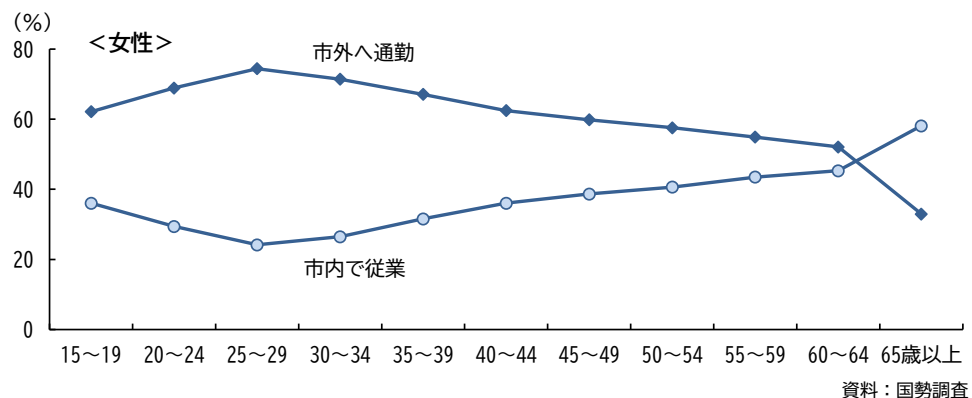
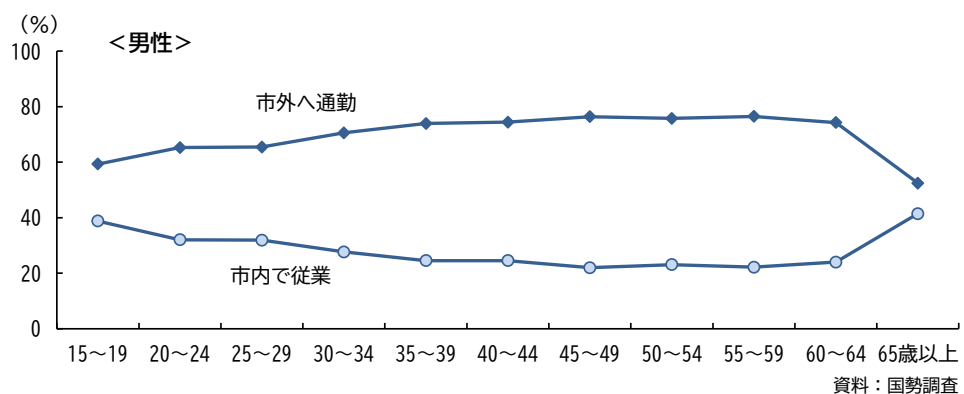
③ 女性の年齢別の雇用形態

令和2（2020）年における女性の年齢別の正規・非正規割合をみると、20代後半～30代後半までは「正規の職員・従業員」が「非正規」を上回るのに対し、40代前半を境に「非正規」が「正規の職員・従業員」を上回ります。女性の年齢階級別正規雇用比率が20代後半をピークに低下し、30代・40代では非正規雇用が中心となる状況（いわゆる「L字カーブ」）が確認できます。



④ 市に常住する就業者の市内従業・市外通勤割合

令和2（2020）年の市に常住する就業者の市内で従業・市外へ通勤の割合をみると、男女ともに**ほとんどの年齢階級で「市外へ通勤」**の割合が高くなっています。

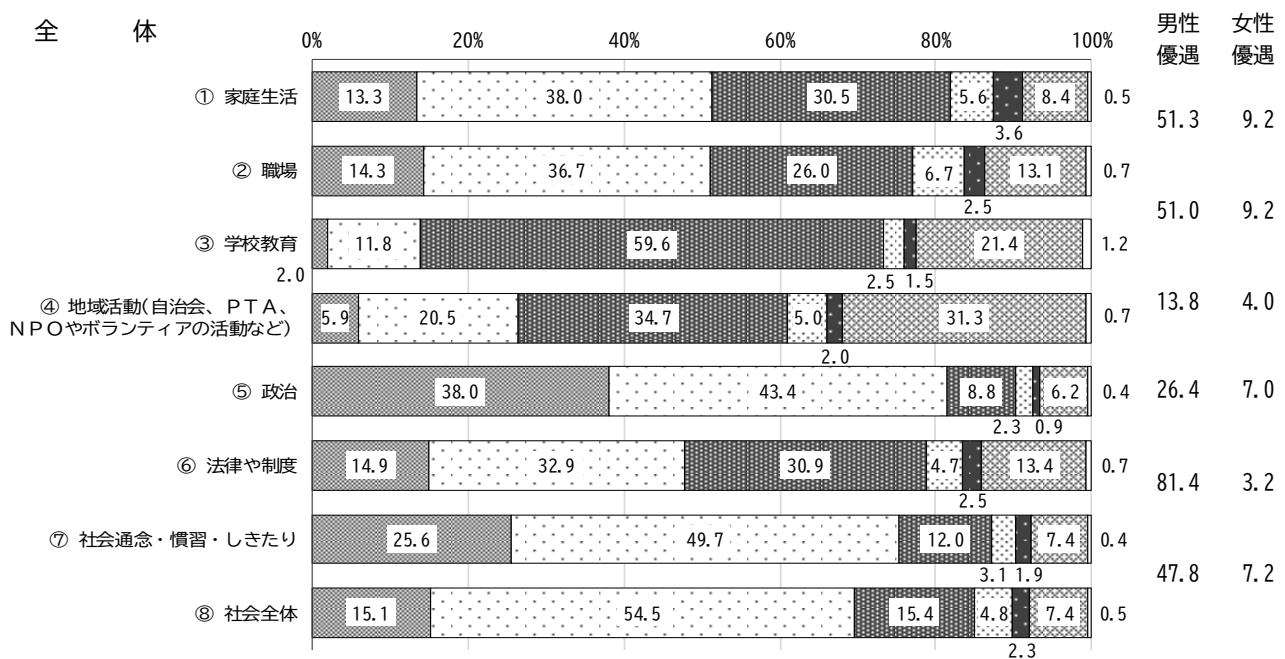


2 市民意識・事業所実態調査からみる現状

(1) 男女共同参画意識について（市民）

市民意識調査では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計である『男性優遇』の割合は、「⑤ 政治」分野が8割以上で最も多く、次いで「⑦社会通念・慣習・しきたり」が7割半ば、「⑧ 社会全体」が約7割となっています。

「男女の立場は平等になっている」は「③ 学校教育」の約6割が最も高い割合となっています。



男性の方が優遇されている

■ 男性の方が優遇されている

▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている

■ 男女の立場は平等になっている

女性の方が優遇されている

▨ どちらかといえば女性の方が優遇されている

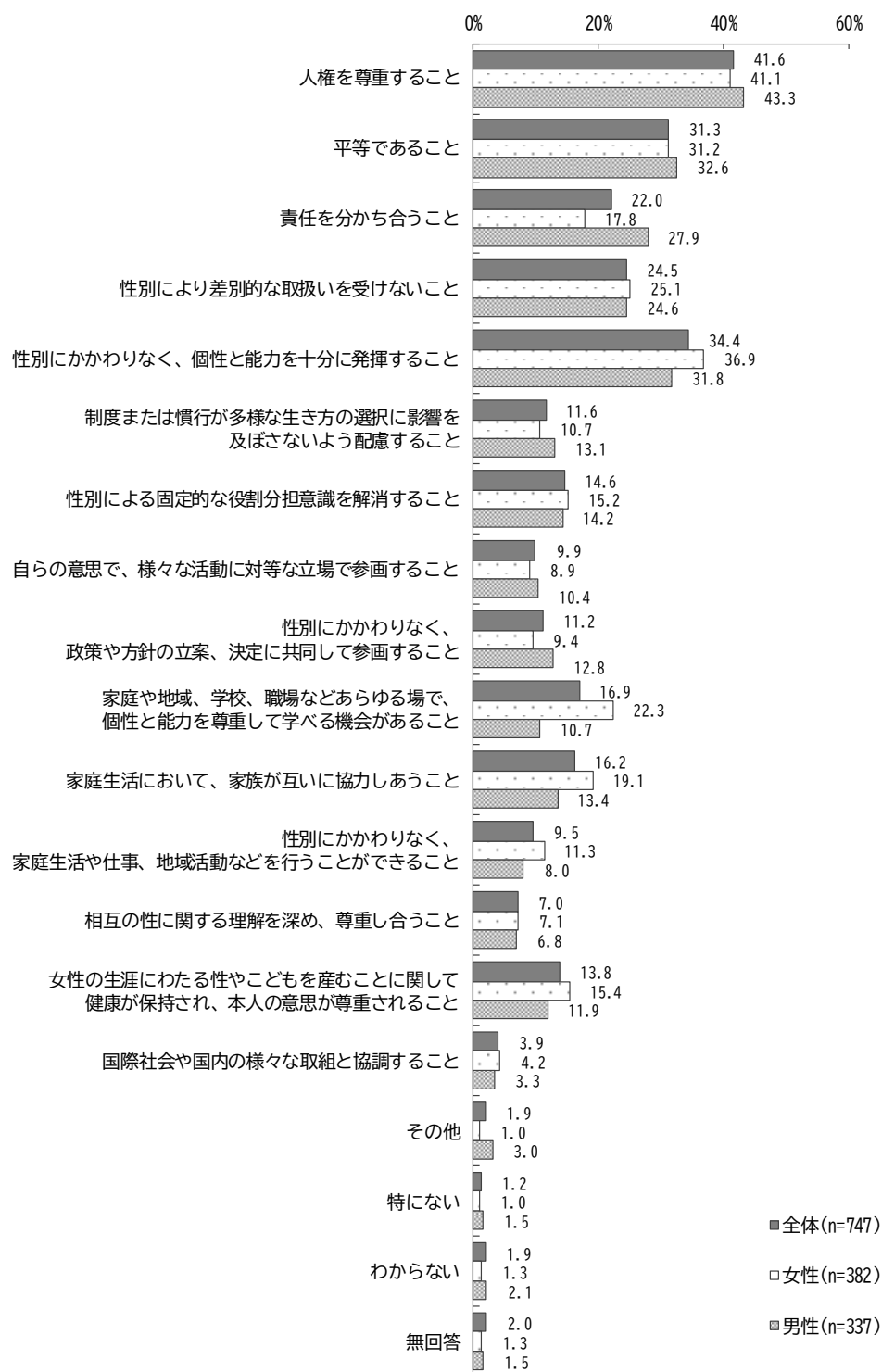
■ 女性の方が優遇されている

▨ わからない

□ 無回答

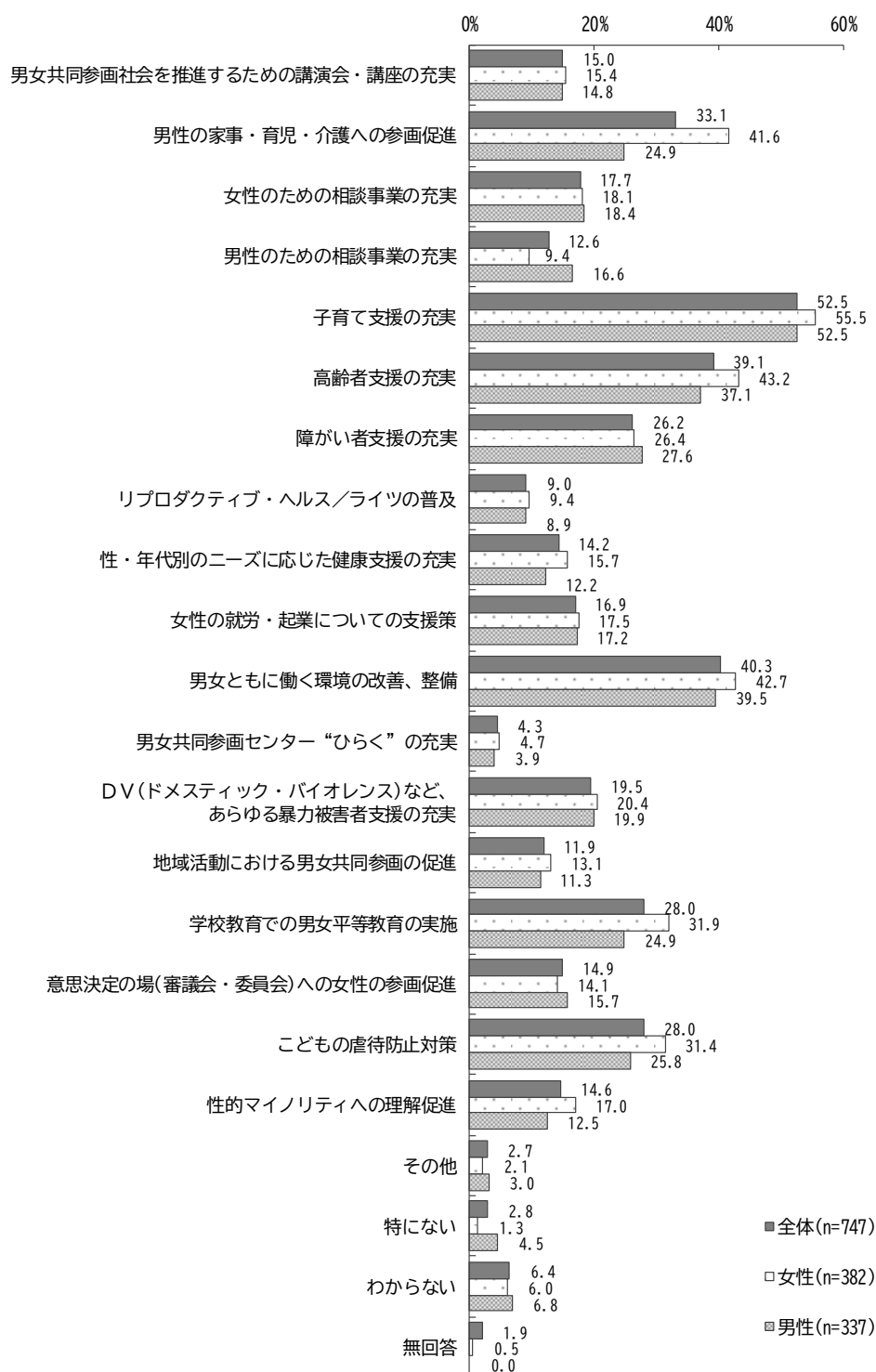
(2) 男女共同参画社会を実現するために重要だと思う考え方（市民）

市民意識調査では、「人権を尊重すること」が41.6%と最も多く、次いで「性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮すること」が34.4%、「平等であること」が31.3%となっています。



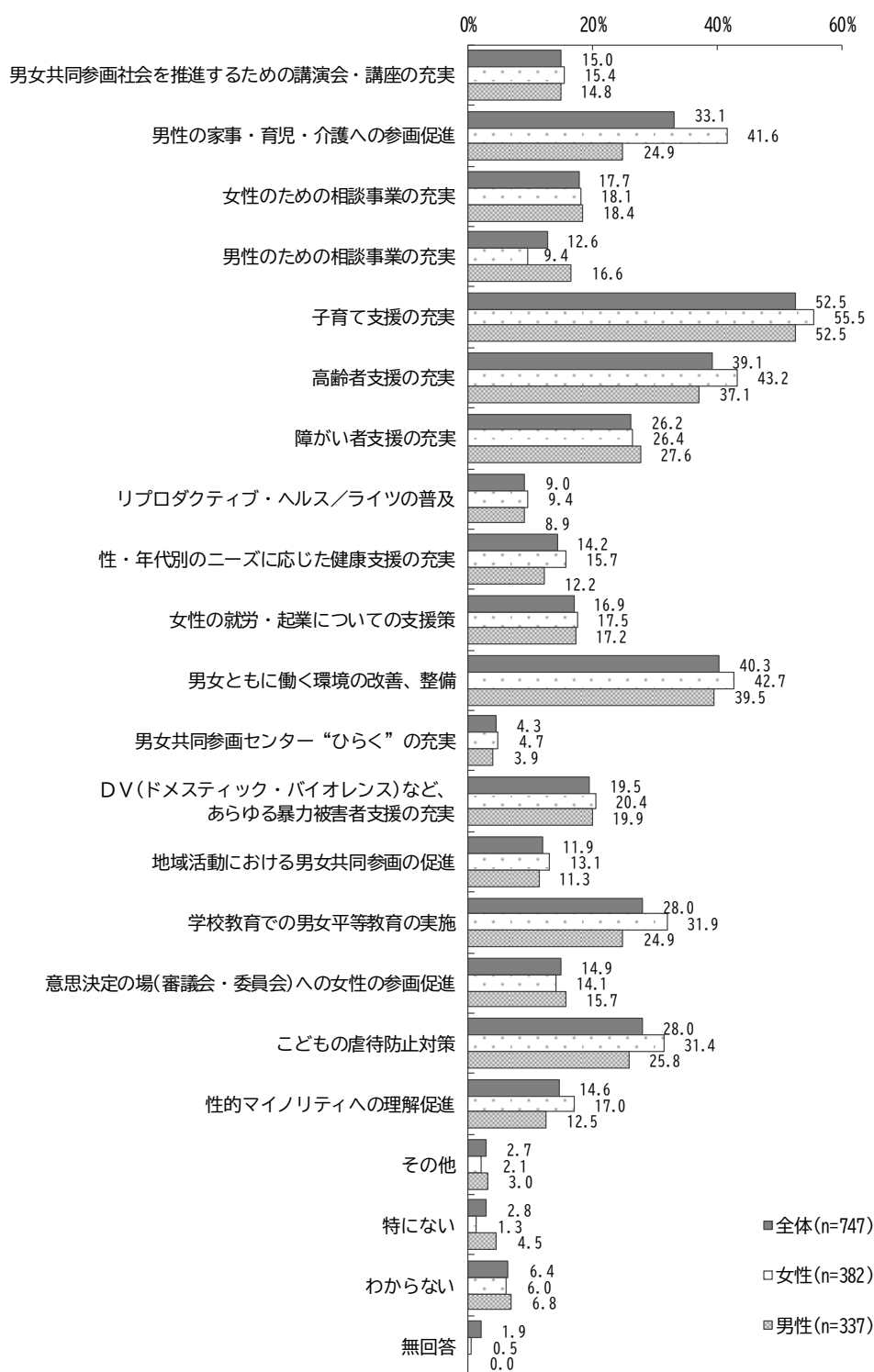
(2) 男女共同参画社会を実現するために重要だと思う考え方（事業所）

事業所実態調査においては、「性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮すること」が 37.8%と最も多く、次いで「平等であること」が 36.9%、「人権を尊重すること」が 32.7%となっています。



(3) 男女共同参画社会を推進するために市で力を入れるべきこと（市民）

市民意識調査においては、「子育て支援の充実」が52.5%と最も多く、次いで「男女ともに働く環境の改善、整備」が40.3%、「高齢者支援の充実」が39.1%となっています。



3 第四次計画における取組の総括

(1) 第四次計画における課題と施策の方向性

基本目標Ⅰ

男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性活躍の実現

基本目標Ⅱ さまざまな困難を抱える人にとっての安全・安心な暮らし

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化

※推進状況調査報告書(令和7年度実績)確定後に掲載

(2) 第四次計画 数値目標の達成状況

※推進状況調査報告書(令和7年度実績)確定後に掲載

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

日本国憲法及び男女共同参画社会基本法を基礎とし、小平市男女共同参画推進条例における基本理念を踏まえ、小平市第四次長期総合計画の理念を尊重した現行の第四次プランにおける基本理念を継承し、本計画の基本理念を以下のように定めます。

(仮)

**共につながりを持ちながら、多様性を認めあい、
自分らしく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現**

2 計画の基本的視点

「基本理念」を実現するため、本計画の基本的視点は小平市男女共同参画推進条例に基づき、次の7点を掲げます。

①人権の尊重

個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されること。

②社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③政策や方針の立案及び決定への共同参画

社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

④教育における男女共同参画意識の推進

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。

⑤家庭生活における活動と他の活動の両立

家族が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

⑥生涯にわたる性や子どもを産むことに関する本人の意思の尊重

だれもが、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、生涯にわたる性や子どもを産むことに関して本人の意思が身体的、精神的、社会的に尊重され、自己決定できること。

⑦国際社会及び国内における取組との協調

国際社会及び国内のさまざまな取組との協調の下に行われること。

3 計画の基本目標

本計画では、これらの基本理念と基本的視点を踏まえ、3つの基本目標のもとに施策を推進していきます。

基本目標1 希望する働き方を選べる社会の実現と女性活躍の推進

働き方や暮らし方に対する価値観が多様化する中で、性別にとらわれることなく、一人ひとりが自らの希望に沿った生き方や働き方を選択し、その個性と能力を十分に発揮できる社会が求められています。しかし現実には、家事・育児・介護の負担が依然として女性に偏り、雇用や登用の面でも男女の格差が残されています。**誰もが働きやすい職場環境の整備や柔軟な働き方の実現、女性の活躍への支援を通じて、価値観や生活の状況に応じて、仕事と生活のバランスを選択できるような社会をめざします。**

基本目標2 男女共同参画の推進による安全・安心なくらしの実現

すべての人が、性別や個々の置かれた事情にかかわらず、安全に、そして安心して暮らせる地域社会を築くことは、男女共同参画を進めるうえでの基盤です。暴力やハラスメントは、その人の尊厳を傷つけ、対等な関係を損なう重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。あらゆる暴力の根絶と被害者への支援、多様性を認め合う意識の醸成を通じて、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざします

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現には、家庭・職場・地域・学校など、社会のあらゆる分野において男女共同参画の意識が浸透し、それを支える仕組みが整っていることが欠かせません。性別による固定的な役割分担意識や、慣習の中に根づいた無意識の思い込みは、今なお人々の選択や機会に影響を及ぼしています。こうした意識を社会全体で見直し、**男女共同参画の意識**を次の世代へと着実に引き継いでいくことが求められます。あらゆる場での意識のさらなる醸成を図るとともに、方針決定過程への女性の参画や各分野への男女共同参画の視点の反映を進め、施策を継続的に推進する体制を整備・強化します。

4 施策の体系



